## 三原市地域公共交通活性化協議会委員等の費用弁償等に関する規程

平成21年6月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、三原市地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)第 16条の規定に基づき、三原市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。) の会長、副会長、委員、監査委員(以下「委員等」という。)の費用弁償等に関し、必 要な事項を定めるものとする。

(費用弁償の額)

- 第2条 委員等が、会議の招集に応じ、若しくは協議会の職務を行うために出張したとき は、旅費を支給することができる。
- 2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、三原市の例によるものとする。 (報酬の額)
- 第3条 委員等の報酬は、日額7、100円とする。ただし、国、県、市の行政機関の長及び常勤職員については、これを支給しないものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか,委員等の費用弁償等に関し必要な事項については, 会長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。